

2. 出産したら

出生届・各種手当の申請

【産後すぐ】

□ 出生届

- ▶ 窓口 **住民課** ☎096-293-3112
- ▶ 届出期間 生まれた日を含めて14日以内
- ▶ 届出先 本籍地、出生地、届出人の所在地のいずれかの区市役所・町村役場

□ 児童手当

中学校修了前までの児童を養育している方に支給されます。所得による制限があります。
※公務員の場合は勤務先に申請。

- ▶ 窓口 **子育て支援課** ☎096-293-5981
- ▶ 支給期間 申請の翌月分から中学校卒業まで
- ▶ 支給額

◎3歳未満の児童		15,000円
◎3歳から小学校修了前の児童	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
◎中学生		10,000円

※ 月末に出生した場合：
誕生日から15日以内の請求で、
出生翌月分から支給

□ こども医療費助成制度

子どもが病気やけがで医療機関にかかった場合、保険診療に係る一部負担金の全額を助成します。ただし、健康保険による高額療養費、附加給付金または公的補助があるときは、その額を差し引いた額となります。

- ▶ 窓口 **健康保険課 国保・医療係** ☎096-293-3114
- ▶ 対象 大津町に住民登録をしている0歳から高校3年生までの子ども
※18歳到達後最初の3月31日まで

□ 新生児聴覚検査費助成制度

新生児の聴覚検査にかかる費用の助成を行います。妊娠届の際に配布される「新生児聴覚検査受診票」をご利用ください。

- ▶ 窓口 **健康保険課 母子保健係**（子育て・健診センター1階） ☎096-294-1075

□ 子育て応援給付金

出生した子ども1人あたり5万円を給付します。生後2か月頃に行う乳児訪問の際に申請についてご案内します。

- ▶ 窓口 **健康保険課 母子保健係**（子育て・健診センター1階） ☎096-294-1075

□ 出産育児一時金

出産した時に、原則加入している健康保険から出生児1人につき50万円が支給されます。

- ▶ 窓口 国民健康保険の方 **健康保険課 国保・医療係 ☎096-293-3114**
 国保以外の方 **勤務先、協会けんぽ、健康保険組合など**

□ 国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。制度の利用には申請が必要です。

- ▶ 窓口 **住民課 ☎096-293-3112**

□ 国民健康保険税の産前産後期間の減額制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民健康保険税が減額されます。制度の利用には申請が必要です。

- ▶ 窓口 **税務課 ☎096-293-3117**

未熟児で生まれてきたときは

【産後すぐ】

● 養育医療

身体の発育が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関においての入院治療に要する医療費を助成します。

- ▶ 窓口 **健康保険課 母子保健係（子育て・健診センター1階） ☎096-294-1075**

● リトルエンジェル支援事業

- ▶ 窓口 **菊池保健所 ☎0968-25-4138**

医療機関と連携し、極低出生体重児(出生児体重1,500g未満児)の保護者に支援を行います。

- ①リトルエンジェル手帳の交付
- ②家族に対する臨床心理士によるカウンセリング
- ③退院時や退院後の保健師の家庭訪問

赤ちゃん訪問

【産後2～3か月頃】

生後2～3か月を目安に保健師や助産師が全戸訪問を行います。赤ちゃんの体重の伸びの確認や、予防接種について説明します。

- ▶ 窓口 **健康保険課 母子保健係（子育て・健診センター1階） ☎096-294-1075**

産後ケア事業

【産後1年未満】

産後1年未満で、育児の不安がある人や心身のケアが必要な人を対象に、助産師などが訪問型、通所型、宿泊型のケアや指導を行います。

- ▶ 窓口 **健康保険課 母子保健係（子育て・健診センター1階） ☎096-294-1075**

